

#### 第4、本件基地局の電波の実測値

##### 1、被控訴人が主張する実測値は判断の要素となり得ないこと

原審は、被控訴人が提出した実測値を何の根拠もなく信用し、その値を元に、本件基地局からの電波の電力束密度を最大でも $0.066 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ であると認定し、この値が電波法施行規則の値や国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の基準値よりも著しく小さいことを理由として請求棄却の判決を下した。

しかし、この被控訴人が提出した実測値については、控訴人らの健康被害を考える上での判断要素とはなりえないことが、被控訴人側の実測の責任者の立場にある佐美三証人の証言で明らかになった。

##### 2、実測方法がずさんであること

被控訴人が提出した実測値は、刻々と変化している値のある一瞬の瞬間的な値であり（佐美三証言159ないし161項）、郵政省告示300号が定めているような6分間の平均値ではない（同162、432項）。

また、同告示が定める空間の平均値でもない（同431項）。

しかも、利用者が多い時間帯かどうか、電波のメインビームが向いている方向かどうかなども考慮していない（同207、221項）。

このように、被控訴人の実測方法は、告示で定めている方法にしたがわず、時間帯や測定場所による強度の大小も考慮しておらず、まさに「ただ測っただけ」というものである。これでは、本件基地局から発せられる電磁波の健康被害を検討する上での基準には全くなり得ないものである。

##### 3、理論値程度の強度が出る危険性

前述したとおり、佐美三証人自身も、理論上、基本算出式の値は出る可能性があることを認めている（同271項）。

さらに他の携帯電話会社の実測データで、 $4 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ という値が

出たことについても、そのような値もあり得ると認めている（同359項）。

この点、宮崎県延岡市の基地局から50m以内の住居において、被控訴人と同じ携帯電話会社のKDDI株式会社が実測した結果、 $4.428 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ という実測値がでており（甲225・19、20頁）、 $4 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 程度の実測値は、現実に測定されているのである。

そして、決して最大値を測ったわけではない実測値において $4 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 程度の値が出ているということは、最大値として前述した理論値程度の値がでることはもちろん、それ以上の値が出る可能性も十分に考えられる。

このように、原審が採用した実測値及び控訴審で被控訴人が提出した実測値は、本件基地局の健康被害を検討する上での基準とはなりえないものである。

したがって、本件訴訟においては、本件基地局から、最低でも理論値程度の電磁波が放出されるものとして、控訴人らの健康被害を検討する必要がある。

#### 4、上記実測値の危険性

なお、 $4 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ という値は、前述のバイオイニシエイティブ報告で勧告された $0.1 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ を遥かに超えるのはもちろんのこと、ルクセンブルクで現実に規制されている $2.4 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ を超える値でもあり、これだけでも危険すぎる値であるといえる。